

商 工 建 設 常 任 委 員 会 資 料

令和元年 9 月 2 0 日～

県 土 整 備 部

目 次

1 議 案

- (1) 議案第 1 号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算（第 2 号） ----- P 1
- (2) 議案第 3 号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 ----- P 8
- (3) 議案第 4 号 河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例 ----- P 9
- (4) 議案第 5 号 都市公園条例の一部を改正する条例 ----- P 10
- (5) 議案第13号 工事請負契約の変更について ----- P 12
(防災・安全社会資本整備交付金事業国道219号小春工区(仮称)小春2号トンネル工事)
- (6) 議案第14号 工事請負契約の変更について ----- P 14
(防災・安全社会資本整備交付金事業高鍋高岡線本庄橋工区本庄橋上部工(P1張出)工事)
- (7) 議案第15号 工事請負契約の変更について ----- P 15
(防災・安全社会資本整備交付金事業高鍋高岡線本庄橋工区本庄橋上部工(P2・P3張出)工事)
- (8) 議案第17号 一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意について ----- P 18

2 報 告 事 項

- (1) 損害賠償額を定めたことについて ----- P 22
- (2) 県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について ----- P 23
- (3) 県が出資している法人等の経営状況について
 - ① 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構の経営状況
※【令和元年9月定例県議会提出報告書（県出資法人等の経営状況 P135～144、P199～200）】
 - ② 宮崎県道路公社の経営状況
※【令和元年9月定例県議会提出報告書（県出資法人等の経営状況 P9～14、P201～202）】
 - ③ 宮崎県住宅供給公社の経営状況
※【令和元年9月定例県議会提出報告書（県出資法人等の経営状況 P1～7、P203～204）】

3 その他報告事項

- (1) 宮崎県自転車活用推進計画の策定について ----- P 24
- (2) 美しい宮崎づくり推進計画に基づく主な施策（H30年度）について ----- P 26
- (3) 総合運動公園津波避難施設整備事業の計画変更について ----- P 30
- (4) 宮崎県総合運動公園におけるネーミングライツスポンサー企業の募集について - P 33

令和元年度9月補正予算一覧(県土整備部)

1 部総括

(単位:千円、%)

区分 事業別	平成30年度		令和元年度				対前年度 現計比較 (F-B) F/B
	当 初 予 算 額 A	9月現計 予 算 額 B	当 初 予 算 額 C	6月現計 予 算 額 D	9月 補 正 額 E	9月補正後 予 算 額 F=D+E	
補助公共・ 交付金	32,601,747	33,350,557	46,084,555	46,680,070	91,000	46,771,070	(13,420,513) 140.2
県単公共	12,225,497	12,225,497	11,788,497	14,808,497	0	14,808,497	(2,583,000) 121.1
直轄負担金	6,815,864	6,815,864	6,134,694	6,134,694	0	6,134,694	(▲681,170) 90.0
災害復旧	9,070,495	9,070,495	9,070,495	9,070,495	0	9,070,495	(0) 100.0
(公共計)	60,713,603	61,462,413	73,078,241	76,693,756	91,000	76,784,756	(15,322,343) 124.9
その他	8,840,490	8,840,490	8,378,555	8,380,555	0	8,380,555	(▲459,935) 94.8
一般会計	69,554,093	70,302,903	81,456,796	85,074,311	91,000	85,165,311	(14,862,408) 121.1
用地特会	812,500	812,500	832,725	832,725	0	832,725	(20,225) 102.5
港湾特会	1,075,765	1,075,765	913,716	913,716	0	913,716	(▲162,049) 84.9
特別会計	1,888,265	1,888,265	1,746,441	1,746,441	0	1,746,441	(▲141,824) 92.5
部予算合計	71,442,358	72,191,168	83,203,237	86,820,752	91,000	86,911,752	(14,720,584) 120.4

2 補助公共・交付金事業

(単位：千円、%)

区分 事業別	平成30年度		令和元年度				対前年度 現計比較 (F - B) F / B
	当 初 予 算 額 A	9月現計 予 算 額 B	当 初 予 算 額 C	6月現計 予 算 額 D	9 月 補 正 額 E	9月補正後 予 算 額 F = D + E	
道 路	18,643,765	18,643,765	24,448,654	25,628,149	0	25,628,149	(6,984,384) 137.5
河 川	4,490,023	5,220,023	10,252,900	9,782,900	91,000	9,873,900	(4,653,877) 189.2
砂 防	4,541,635	4,541,635	5,168,485	5,211,185	0	5,211,185	(669,550) 114.7
ダ ム	432,705	432,705	296,650	339,970	0	339,970	(▲ 92,735) 78.6
港 湾	2,049,233	2,049,233	2,588,545	2,588,545	0	2,588,545	(539,312) 126.3
住 宅	887,796	887,796	785,785	785,785	0	785,785	(▲ 102,011) 88.5
街 路	1,350,140	1,368,950	2,347,536	2,147,536	0	2,147,536	(778,586) 156.9
区画整理	37,000	37,000	37,000	37,000	0	37,000	(0) 100.0
都市・公園	169,450	169,450	159,000	159,000	0	159,000	(▲ 10,450) 93.8
計	32,601,747	33,350,557	46,084,555	46,680,070	91,000	46,771,070	(13,420,513) 140.2

一般会計繰越明許費補正集計表

(単位：千円)

区 分		事業数	申請額
6 月議会承認分		1 事業	1, 216, 000
9 月議会申請分	追 加	15 事業	6, 503, 953
	変更(増額)	(1 事業)	1, 627, 720
		15 事業	8, 131, 673
合計（補正後）		16 事業	9, 347, 673

※ 変更の事業数欄の括弧書きは、6 月議会承認事業数(1事業)の内数である。

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
土木費	道路橋梁費	公共道路新設改良事業	千円 1,974,120
土木費	道路橋梁費	県単道路維持事業	16,800
土木費	道路橋梁費	県単橋梁維持事業	14,000
土木費	河川海岸費	ダム施設整備事業	112,000
土木費	河川海岸費	公共河川事業	1,961,600
土木費	河川海岸費	県単河川改良事業	156,000
土木費	河川海岸費	県単河川修繕事業	16,800
土木費	河川海岸費	県単自然災害防止河川改良事業	52,000
土木費	河川海岸費	公共海岸事業	40,000
土木費	河川海岸費	公共砂防事業	581,500
土木費	河川海岸費	公共急傾斜地崩壊対策事業	364,500
土木費	港湾費	公共港湾建設事業	39,000
土木費	都市計画費	公共街路事業	368,800
土木費	都市計画費	県単都市公園整備事業	480,000
災害復旧費	土木施設 災害復旧費	公共土木災害復旧事業	326,833
計		15事業	6,503,953

2 変 更				
款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前	補 正 後
土 木 費	道路橋梁費	公共道路維持事業	千円 1,216,000	千円 2,843,720
計		1 事業	1,216,000	2,843,720
			増額 1,627,720千円	

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
(道路建設課) 宮崎県道路公社が一ツ葉有料道路の事業計画を変更することに対する債務保証	令和元年度から令和11年度まで	千円 一ツ葉有料道路事業の料金徴収期間満了時に、宮崎県道路公社の当該事業に関して残存する債務額
(道路保全課) 公共道路維持事業費 国道 269号防災・安全社会資本整備交付金事業（今町工区）	令和元年度から令和3年度まで	170,000
公共道路維持事業費 国道 218号防災・安全社会資本整備交付金事業（雲海橋耐震補強工事）	令和元年度から令和2年度まで	450,000
計	3件	620,000

議案第 3 号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

建築住宅課

1 改正の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 4 号）により、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の対象として、複数の建築物のエネルギー消費性能を総合的に評価する申請が追加されたことから、所要の改正を行う。

2 改正の内容

法改正により、これまで、一つの棟に設置する空調機器等で複数棟の空調をまかなう場合も、各棟ごとに申請していたが、複数棟を一括して申請することが可能となった。

このため、条例別表第 2（第 3 条関係）の備考欄に、複数の建築物を総合的に評価する場合の申請に係る手数料算定方法を追加する。

別表第 2（第 3 条関係）

手数料	区分	単位	金額	備 考
452の12 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(略)	(略)	(略)	1 (略) 2 (略) 3 認定申請に係る建築物が複数ある場合は、一の建築物ごとにそれぞれの区分により算定した額の合計とする。
452の13 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(略)	(略)	(略)	1 (略) 2 (略) 3 認定申請に係る建築物が複数ある場合は、一の建築物ごとにそれぞれの区分により算定した額の合計とする。

3 施行期日

公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において規則で定める日

<参考>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定

- 建築物の新築や既存建築物の改修を行うことで、その建築物のエネルギー消費性能が「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」に規定する基準のうち、「誘導すべき基準」と呼ばれるより厳しい基準に適合するようにするための計画
- 所管行政庁に申請して計画の認定を受けることができる。
（「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」第 29 条）

議案第 4 号 河川法に基づく流水占用料等徴収条例の一部を改正する 条例

河 川 課

1 改正の理由

発電のための流水占用料について、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の引上げに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

条例別表第 1 のうち、消費税の課税対象となる発電用の流水占用料に係る消費税率を 1. 0 8 から 1. 1 に改める。

3 施行期日

公布の日

議案第 5 号 都市公園条例の一部を改正する条例

都市計画課美しい宮崎づくり推進室

1 改正の理由

宮崎県総合運動公園に「第二トレーニング場」を新設し、この使用料を定めることから、所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 条例第 9 条（有料公園施設）について、「第二トレーニング場」を追加する。

(2) 条例別表第 2（第10条、第15条の 7 関係）について、「第二トレーニング場」の使用料を追加する。

区 分	単 位	金 額	備 考
第二トレーニング場	1 時間につき		
	児童生徒の団体	3 3 0 円	照明設備を使用する場合は、1 時間につき 1 1 0
	その他の団体	6 5 0 円	円を加える

3 施行期日

公布の日

議案第13号 工事請負契約の変更について

道路建設課

防災・安全社会資本整備交付金事業国道219号小春工区(仮称)小春2号トンネル工事
の請負契約の変更について

1 事業概要

- (1) 路線名 国道219号
- (2) 事業名 防災・安全社会資本整備交付金事業
- (3) 位置 児湯郡西米良村大字横野
- (4) 延長 $L = 1,700\text{m}$
- (5) 幅員 $W = 5.5(7.0)\text{m}$
- (6) 全体事業費 約65.5億円

2 工事概要(仮称:小春2号トンネル)

- (1) 延長 $L = 483\text{m}$
- (2) 幅員 $W = 5.5(8.0)\text{m}$

3 工事請負契約の概要

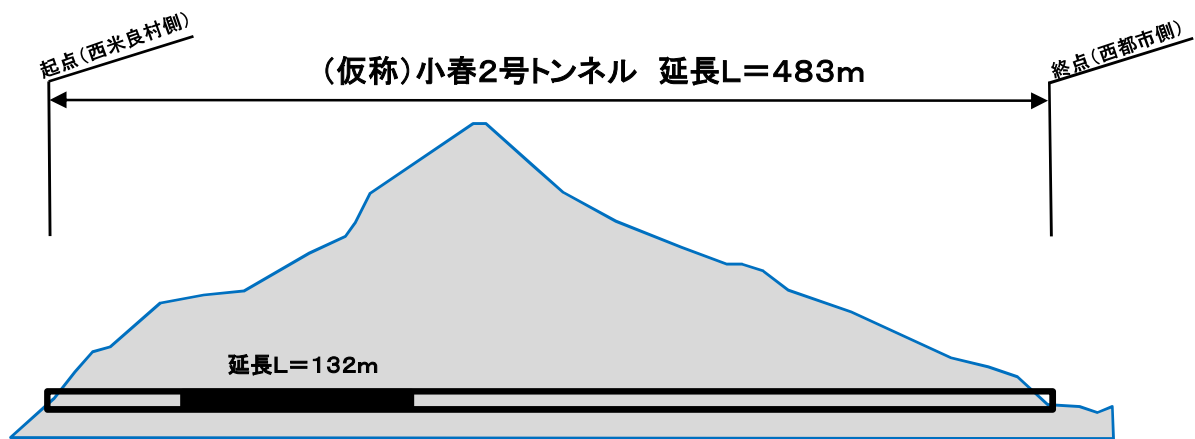
- (1) 契約の金額 1,263,682,245円
変更契約の金額 1,317,220,460円(53,538,215円増)
- (2) 契約の相手方 矢野・九建・戸敷特定建設工事共同企業体
- (3) 工期 平成30年3月9日から令和元年10月31日まで

4 変更理由

トンネル掘削工において、当初想定していたよりも脆弱な地質区間が存在したことから、当該区間の掘削中の安定を確保する必要性が生じたことなどによる請負代金額の変更



(参考資料) 工事請負契約の変更の内容



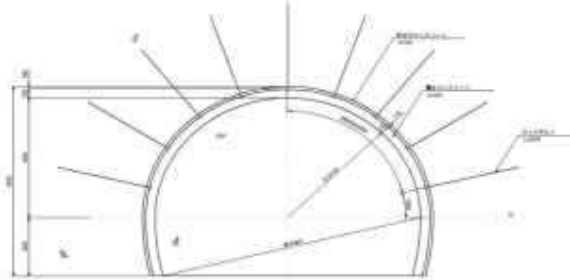
①安定対策の追加

①安定対策の追加



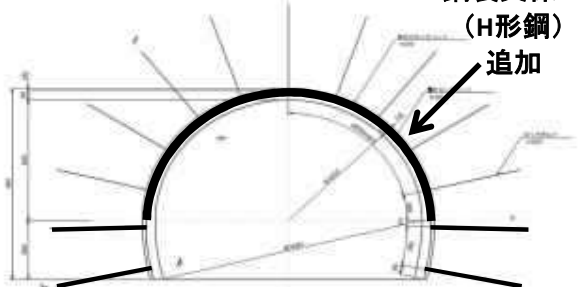
学識者による工法検討状況

当初



変更

鋼製支保工
(H形鋼)
追加



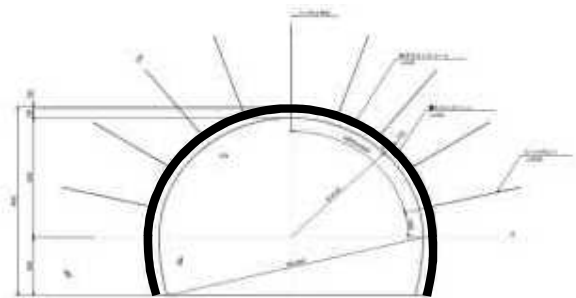
ロックボルト打設本数の変更
N=9本 → N=13本

②急結剤

急結剤・・・吹付コンクリートの早期凝結を促進するため、
コンクリートに添加する薬剤



吹付コンクリートの実施状況



吹付コンクリートの吹付範囲

(当初)
急結剤(ナトミックType5同等品以上)



(変更)
急結剤(ナトミックZ同等品以上)

当初予定していた急結剤に含まれている二酸化アルミニウム
ナトリウムが劇物に指定されたことによる材料の変更。

議案第14号 工事請負契約の変更について

道路建設課

防災・安全社会資本整備交付金事業 主要地方道高鍋高岡線 本庄橋工区
本庄橋上部工（P1張出）工事の請負契約の変更について

1 事業概要

- (1) 路線名 主要地方道 高鍋高岡線
- (2) 事業名 防災・安全社会資本整備交付金事業
- (3) 位置 東諸県郡国富町大字本庄 ～ 国富町大字嵐田
- (4) 延長 890.0m（本庄橋架替え L=224.0mを含む。）
- (5) 幅員 W=6.5（14.5）m
- (6) 全体事業費 約48.3億円

2 工事概要（橋梁上部工（P1張出））

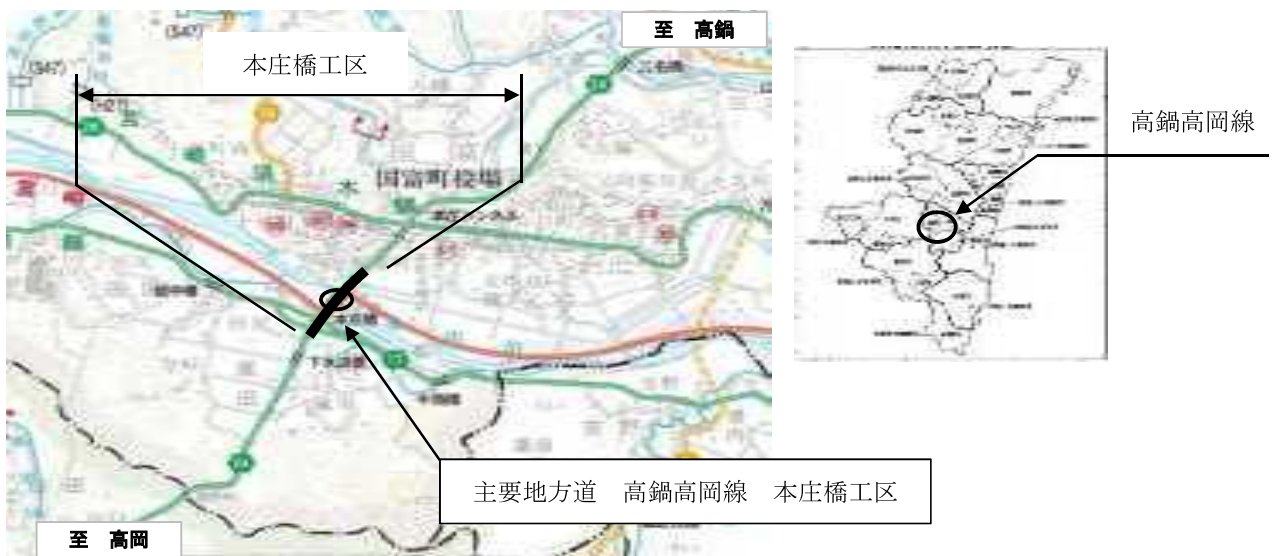
- (1) 延長 L=224.0m（施工分 L=82.6m）
- (2) 幅員 W=6.5（14.5）m
- (3) 形式 PC4径間連続箱桁橋
- (4) 架設工法 張出架設工法

3 工事請負契約の概要

- (1) 契約の金額 574,992,000円
変更契約の金額 585,908,727円（10,916,727円増）
- (2) 契約の相手方 富士ピー・エス・志多・松本特定建設工事共同企業体
- (3) 工期 平成29年12月13日から令和元年10月31日まで

4 変更理由

インフレスライドなどによる請負代金額の変更。



議案第15号 工事請負契約の変更について

道路建設課

防災・安全社会資本整備交付金事業 主要地方道高鍋高岡線 本庄橋工区
本庄橋上部工（P2・P3張出）工事の請負契約の変更について

1 事業概要

- (1) 路線名 主要地方道 高鍋高岡線
- (2) 事業名 防災・安全社会資本整備交付金事業
- (3) 位置 東諸県郡国富町大字本庄 ～ 国富町大字嵐田
- (4) 延長 890.0m（本庄橋架替え L=224.0mを含む。）
- (5) 幅員 W=6.5（14.5）m
- (6) 全体事業費 約48.3億円

2 工事概要（橋梁上部工（P2・P3張出））

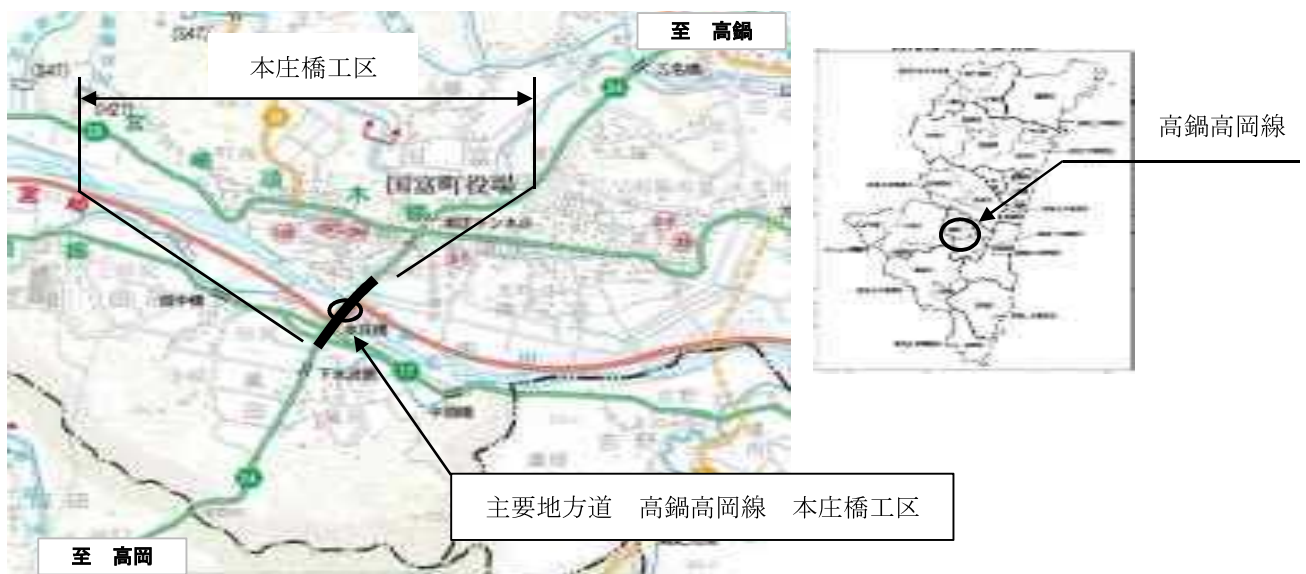
- (1) 延長 L=224.0m（施工分 L=141.4m）
- (2) 幅員 W=6.5（14.5）m
- (3) 形式 PC4径間連続箱桁橋
- (4) 架設工法 張出架設工法

3 工事請負契約の概要

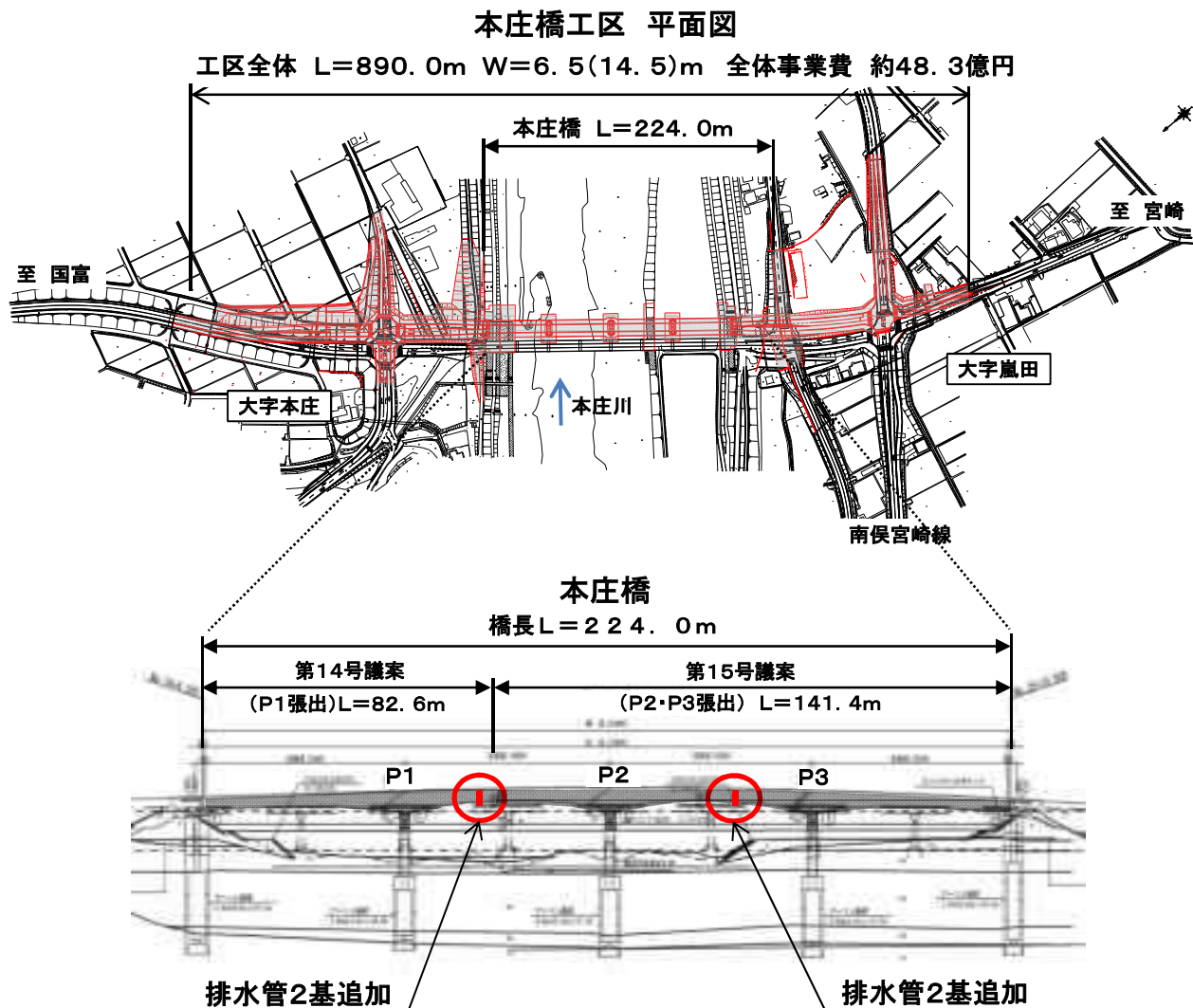
- (1) 契約の金額 848,242,800円
変更契約の金額 872,028,164円（23,785,364円増）
- (2) 契約の相手方 オリエンタル白石・大和開発・旭建設特定建設工事共同企業体
- (3) 工期 平成29年12月13日から令和元年10月31日まで

4 変更理由

インフレスライドなどによる請負代金額の変更。

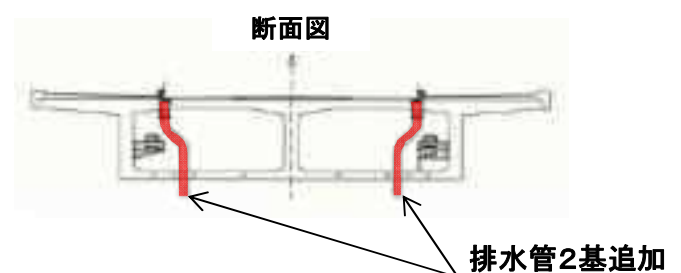


(参考資料) 議案第14号、第15号 工事請負契約の変更



【変更の内容】

- インフレスライドによる変更
労務単価急増によるインフレスライド条項の適用
- 橋面排水の追加
橋面排水溝の土砂詰まりを軽減させるため、排水管を追加



インフレスライドによる変更

国土交通省より「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」(H30.2.16)
インフレスライド条項の適切な運用を要請する旨の通知
(労務単価が全国平均で前年度比2.8パーセント上昇したことによる)

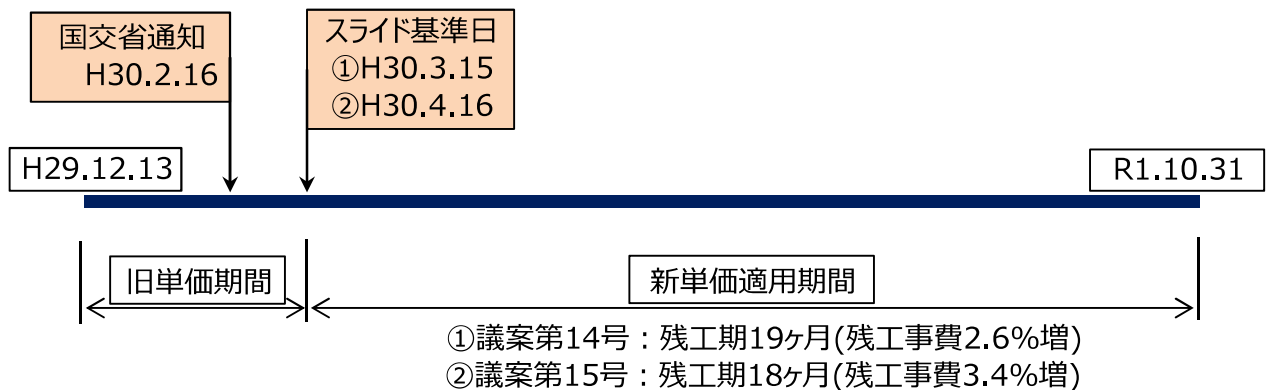


工事請負契約約款 第25条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金の変更) 第6項

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負額代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前項の規定にかかわらず、請負額代金額の変更を請求することができる。



※インフレスライド対象工事の条件(公共3部通知 H26.2.10より)
(1)残工事の工期が2ヶ月以上あること。
(2)新単価適用後の残工事請負額が1.0%以上増加すること。



議案第 17 号 一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意について

道路建設課

1 事業変更の理由

一ツ葉有料道路については、国土強靱化に必要なレベルに橋梁の耐震性能を引き上げる必要があり、どのように耐震対策等を進めていくのか、その財源の確保を含め有識者会議において意見を伺い検討を行ってきた。

県民の安全・安心を早期に確保するためには、有料道路の継続が必要との判断に至ったことから、宮崎県道路公社の行う一ツ葉有料道路の料金等の変更に係る同意について、道路整備特別措置法第 16 条第 2 項の規定に基づき議会の議決に付するものである。

2 事業変更の概要

(1) 事業費

橋梁の耐震対策事業等に関する事業を追加する。

- ・橋梁の耐震対策事業 約 31 億円
- ・避難誘導対策事業 約 9 億円

(2) 料金の変更

北線及び南線において、利用料金を下記のとおり引き下げる。

変更後の料金は、令和 2 年 2 月 29 日から適用する。

(通行 1 回につき 単位：円)

車両の種類	普通車	大型車(一)	大型車(二)	軽自動車等	軽車両等
北線	200→150	300→250	700→550	150→100	20→20
南線	200→150	300→250	700→550	150→100	20→20

(3) 料金徴収期間の変更

10 年間延長し、令和 12 年 2 月 28 日までとする。

3 今後の手続き

- ・「一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意」議会議決が得られた後、宮崎県道路公社から国土交通大臣へ変更許可申請書を提出

〈参考〉 道路整備特別措置法第 16 条（要約）

- 1 地方道路公社は、第 10 条第 1 項の許可（有料道路の新設、改築による料金徴収についての許可及び許可後の事業変更についての許可。）（途中略）を受けようとするときは、あらかじめ、当該許可に係る道路の道路管理者の同意を得なければならない。
- 2 道路管理者は、前項の同意をしようとするときは、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

一ツ葉有料道路に関する検討経緯

- 平成 30 年 2 月 南海トラフ地震の発生確率引き上げ
(今後 30 年以内の発生確率「70%程度」⇒「70%から 80%」へ)
- 9 月 政府が国土強靱化に関する緊急対策を集中的に行う方針を表明
- 11 月 **11 月議会答弁**
知事が一ツ葉有料道路における橋梁の耐震対策等について
有料継続の可能性を含めた検討開始を表明
- 12 月 「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」を閣議決定
- 平成 31 年 1 月 **常任委員会**
・ 有識者会議の設置目的、委員及び第 1 回会議の内容説明
- 1 月 29 日 **第 1 回有識者会議**
・ 国土強靱化の動向及び有料道路の制度について
・ 橋梁の耐震対策の必要性等について
- 3 月 **常任委員会**
・ 第 1 回会議の報告と第 2 回会議の内容説明
- 4 月 24 日 **第 2 回有識者会議**
・ 耐震対策及び避難誘導対策の内容について
- 令和元年 6 月 **常任委員会**
・ 第 2 回会議迄の報告と第 3 回会議の内容説明
- 7 月 1 日 **第 3 回有識者会議**
・ 通行料金及び料金徴収期間に関する試算結果について
- 7 月 **常任委員会現場調査**
・ 一ツ葉大橋を調査
- 7 月 **常任委員会**
・ 第 3 回会議でとりまとめられた意見を報告
・ 今後の方針決定については、有識者会議などの意見を踏まえ
県において検討することを報告

一ツ葉有料道路における事業内容

1 橋梁の耐震対策：約31億円



2 避難誘導対策：約9億円



宮崎県自転車活用推進計画の策定について

道 路 保 全 課

1 背景

- (1) 平成29年5月に自転車活用推進法が施行
- (2) 平成30年6月に国の自転車活用推進計画が閣議決定
- (3) 地方自治体も、国の計画を踏まえ、地域の実情に応じた施策を定めた計画を定めるよう努めることとされている。

2 策定までの経緯

- 平成30年 9月 商工建設常任委員会（策定開始について報告）
- 11月 第1回宮崎県自転車活用推進本部会議
（知事、副知事、関係部局長）
- 平成31年 1月 第1回幹事会（庁内の関係課長）
- 1月 第1回宮崎県自転車活用推進に係る検討委員会
（学識経験者、活動団体、行政機関）
- 令和元年 6月 第2回幹事会
- 6月 商工建設常任委員会（検討状況の報告）
- 6月 第2回検討委員会
- 7月 パブリックコメント（7月4日から8月2日まで）
- 7月 商工建設常任委員会（素案の報告）
- 8月 第3回幹事会
- 9月 計画策定（本部会議）

3 パブリックコメントの結果

- (1) 実施期間
令和元年7月4日（木）～8月2日（金）
- (2) 周知方法
県ホームページ、県Facebookページ、新聞、テレビ、ラジオ等
- (3) 意見の概要
 - 意見数 67件（7名）
 - 主な意見
 - ・ モデルルートについては連続性が重要であり、国の「ナショナルサイクルルート」の取組につなげてほしい。
 - ・ 主要駅や空港、港湾、宿泊施設等におけるサイクリスト受入環境の整備を促進してほしい。
 - ・ 自転車は車道を走ることが定着させるため、歩行者と自転車を分離した空間が必要だと考えられる。
 - ・ 宮崎佐土原西都自転車道、綾宮崎自転車道を整備してほしい。
 - ・ 全ての世代に対する交通ルール遵守の啓発が重要だと考えられる。
 - ・ サイクルスポーツの推進には、ロードレース大会の開催が有効だと考えられる。

4 宮崎県自転車活用推進計画の概要



宮崎県自転車活用推進計画の概要

1. 総論

(1) 計画の趣旨

自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的として、本県の現状と課題、地域特性や地域資源を生かした目標や施策の方向性を示すもの

(2) 計画期間

長期的な視点にたち
2028年度まで

(3) 計画の位置づけ

自転車活用推進法第10条に基づいて定めるものであり、国の自転車活用推進計画を勘案しつつ、宮崎県総合計画未来みやざき創造プラン等と整合を図った宮崎県の自転車活用を推進する施策に関する最上位計画として位置付け

2. 自転車を取り巻く現状と課題

(1) 人口動向

(2) 地理的特性及び自然環境

(3) 自転車の利用状況

3. 自転車活用推進計画の施策体系

目指すべき姿：誰もが安全・快適に自転車を活用することができる「自転車パラダイスみやざき！」の実現

目標1 サイクルツーリズムの推進による観光振興と地域活性化

施策1 地域の魅力を生かしたサイクルツーリズムの推進

施策2 スポーツキャンプ・合宿の誘致

【指標】モデルルートにおける自転車通行空間の整備を推進
0km(2018年) → 120km(2028年)
県内におけるモデルルートの設定
10コース(2018年) → 20コース(2028年)
【主な取組】○県内における先進的なサイクリング環境の創出を目指すモデルルート
の設定と整備等の促進
○交通結節点等におけるサイクリスト受入サービスの充実

目標3 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

施策6 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施

施策7 学校における交通安全教室の開催等の推進

施策8 高い安全性を備えた自転車の普及促進

施策9 災害時における自転車の活用の検討

【指標】人身事故のうち、自転車関連事故の割合
10.5%(2018年) → 5%(2028年)
県内の公立小中学校における通学路の安全点検の実施
341校(100%)(2018年) → 全校(100%)(2028年)
【主な取組】○自転車安全利用五則の活用等による通行ルールの周知
○自転車通学・通行の視点を踏まえた通学路の安全点検実施

目標2 自転車を利用しやすい都市環境の形成

施策3 自転車通行空間の計画的な整備推進

施策4 路外駐車場の整備及び違法駐車取締りの推進による自転車通行空間の確保

施策5 まちづくりと連携した総合的な取組の実施

【指標】自転車活用推進計画を策定した市町村数
0(2018年) → 26(2028年)
【主な取組】○自転車通行空間の整備推進
○違法駐車違反取締りの積極的な推進

目標4 自転車を活用したスポーツ活動と健康づくりの推進

施策10 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進

施策11 サイクルスポーツの推進

施策12 自転車通勤の促進

【指標】週に1回以上運動している人の割合を増やす(抜粋)
20～64歳男性 50.4%(2016年)→66%(2028年)
女性 48.6%(2016年)→61%(2028年)
【主な取組】○「SALKO」を活用した健康長寿社会のための支援
○アスリート育成に向けたサイクルスポーツの推進

4. 計画の推進方策

(1) 計画の推進体制

○県内の市町村、県の関係部署、関係団体と連携して施策を推進

(2) 計画のフォローアップと見直し

○計画の進捗状況に関するフォローアップを実施

○計画期末までに、施策の効果に関する評価を行うとともに、計画の見直しを行う

美しい宮崎づくり推進計画に基づく主な施策（平成30年度）について

都市計画課美しい宮崎づくり推進室

1 施策の実施状況

美しい宮崎づくり推進計画（平成29年11月）において、平成29年度から令和8年度までの計画期間中に取り組むべき3つの重点施策として「景観による地域のブランド力向上」、「景観を生かした“おもてなし”」、「宮崎を美しくする人づくり」を定め、各部局が連携し、市町村や県民、事業者との連携による美しい宮崎づくりに関する施策を実施した。

重点施策1 景観による地域のブランド力向上

① 価値の高い景観づくり

- ◆ 視点場又は沿道における景観の磨き上げ（2市6箇所）
- ◆ 沿道修景美化推進路線における花苗植栽などの整備の実施（4路線4工区）
- ◆ 国立公園内におけるビューポイントの整備（2箇所）
- ◆ 景観阻害要因の改善（景観を阻害する樹木の伐採等）
- ◆ 景観計画を策定する市町村への支援（3市町策定、計18市町村）
- ◆ 宮崎県公共事業景観形成指針に基づく公共事業の実施
- ◆ 西都原古墳群の整備（101号墳）



景観の磨き上げ（日南市）



沿道修景による花壇のリニューアル（高千穂町）



国立公園内ビューポイントの整備（韓国岳）



景観を阻害する樹木の伐採（日向市）



景観に配慮した公共事業（宮交ボタニックガーデン）



古墳の整備（西都原古墳群）

② 発信力の強化

- ◆ 宮崎地域資源ブランドHPの開設（平成31年3月）
- ◆ Facebookによる情報発信（621いいね!）、YouTubeチャンネルの開設（平成30年7月）
- ◆ ガーデンツーリズム登録制度の第1回登録計画に認定（宮崎市「宮崎花旅365」）
- ◆ 未来に残したい美しい宮崎の風景の募集開始及び写真展の開催（1回）
- ◆ 県内2地域で日本遺産認定に向けた認定申請を実施
- ◆ 県外での神楽公演（1回）の実施及び大学（5大学）との連携講座を実施



宮崎地域資源ブランドHP



美しい宮崎づくり YouTube チャンネル



ガーデンツーリズム 計画認定

重点施策2 景観を生かした“おもてなし”

① 魅力ある観光地づくり

- ◆ 長田峡のライトアップなど観光地の景観の磨き上げ
- ◆ 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークモニターツアーの実施（1回）
- ◆ 国立公園魅力発信アクティビティPR動画の制作（日本語、英語版）
- ◆ 県北地域の体験型観光メニューの販売（53メニュー）
- ◆ 農林漁家民泊を推進する地域協議会の取組への補助（4団体）
- ◆ 沿道修景美化推進路線における景観を阻害する雑木等の伐開（2路線）



観光地の景観の磨き上げ（三股町）



ユネスコエコパークモニターツアー



国立公園魅力発信アクティビティ PR 動画

② 快適に観光できる環境づくり

- ◆ 遊歩道の整備など観光地づくりを行う市町村等への支援（12市町村、3団体）
- ◆ サイクルスタンドの設置（県内51箇所）
- ◆ 観光案内板の情報等の更新（10箇所）
- ◆ 地域住民や事業者が行う道路清掃・草刈りなどの道路美化活動の支援（クリーンロードみやざき推進事業協定締結11団体増加、計185団体）
- ◆ 道路愛護デーを中心とした道路の一斉清掃の開催（延べ131,990人）



遊歩道の整備（高千穂町）



サイクルスタンドの設置（串間市）



道路愛護デー（宮崎市）

③ ビッグイベントに向けた環境づくり

- ◆ 大堂津駅など公的空間等の木質化事業への補助（7箇所）
- ◆ 沿道修景美化推進路線における花苗の植栽
- ◆ みやざきフラワーマンス期間中における宮崎駅の装飾活動
- ◆ 県及び事業者による空港花壇の植栽管理



公的空間等の木質化（大堂津駅）



観光地等へのアクセス道路の沿道修景（西都市）



宮崎駅における植栽活動

重点施策3 宮崎を美しくする人づくり

① 気運の醸成

- ◆ 美しい宮崎づくりに関する講演会（2回）やパネル展（8回）の開催
- ◆ 県民総ぐるみで行うクリーンアップ宮崎の実施（延べ133,345人）
- ◆ 美しい宮崎づくり大賞等の表彰（7団体）
- ◆ 美しい宮崎づくりリーフレットの配布（4,000部）
- ◆ 美しい宮崎づくり活動団体登録制度の普及（50団体増加、計83団体登録）



講演会（宮崎市）



クリーンアップ宮崎



美しい宮崎づくり知事表彰

② 未来の景観を担う人づくり

- ◆ 市町村や景観形成促進機構による景観教室の開催（2市4校 計12回）
- ◆ 樹木医や色彩の専門家など景観まちづくりアドバイザーを派遣（11名 計15回）
- ◆ 美しい宮崎づくりに関する出前講座等の開催（4回）
- ◆ 環境講座・出前研修の開催（63回）



景観教室（日南市）



景観まちづくりアドバイザー（色彩）



景観に関する出前講座（串間市）

③ 連携体制づくり

- ◆ 県民や事業者と活動団体の交流促進に向けたイベントの開催（3回）
- ◆ 新たに造園関係の2団体を景観形成促進機構として指定
- ◆ 美しい宮崎づくり活動団体等が行う景観形成活動への支援（4団体）
- ◆ 自治会等が行う堤防の草刈り等の支援（河川パートナーシップ事業参加678団体）
- ◆ 企業を対象としたアダプト制度の実施（計27団体協定締結）



活動団体交流会



景観形成促進機構 指定伝達式



景観形成活動（バラ園での講習会）

2 実施状況の総合評価及び今後の取組

（1）重点施策1「景観による地域のブランド力向上」について

国立公園内の視点場の整備や本県の地域資源ブランドをPRするHPの開設など一定の成果があった。

今後は、今年度策定する広域的景観の保全及び創出に関する方針に基づき、景観行政の主体となる市町村とも連携し、ユネスコエコパークなど、市町村の区域を越えて広がる景観の保全・創出・活用に取り組んでいく。

（2）重点施策2「景観を生かした“おもてなし”」について

体験型観光メニューの提供や県内各地にサイクルスタンド設置するなど、魅力ある観光地づくりが着実に推進されている。

引き続き、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭など、本県で開催される様々なイベントを見据えて、観光地の磨き上げや受入環境の整備を推進していく。

（3）重点施策3「宮崎を美しくする人づくり」について

美しい宮崎づくり活動団体への支援のほか、各種団体と連携等によって活動の輪が着実に広がっており、また、景観教室の開催などの取組によって、宮崎を美しくする人づくりにつながっている。

引き続き、各種団体への支援や積極的な情報発信によって、県民の気運の醸成を図り、県民一人一人まで浸透するような取組を推進していく。

総合運動公園津波避難施設整備事業の計画変更について

都市計画課美しい宮崎づくり推進室

1 整備の目的

県総合運動公園は、年間約139万人が利用する本県の「スポーツランドみやざき」の中心施設であり、今後も更なる利用者の増加が見込まれる。

南海トラフ地震など、最大クラスの地震が懸念されており、既存津波避難施設のみでは避難スペースが不足するため、新たな津波避難施設を整備し、公園利用者の更なる安全を確保する。

2 これまでの経緯

- ①平成30年 9月 総合運動公園津波避難施設整備計画を議会に報告
- ②平成30年10月 地元自治会代表者に計画を説明
- ③平成31年 2月 総合運動公園津波避難施設整備事業を議会に予算上程
- ④平成31年 3月～ 地元自治会への説明会開催
- ⑤令和 元年 7月 地元自治会より盛土高台の整備場所の変更について要望

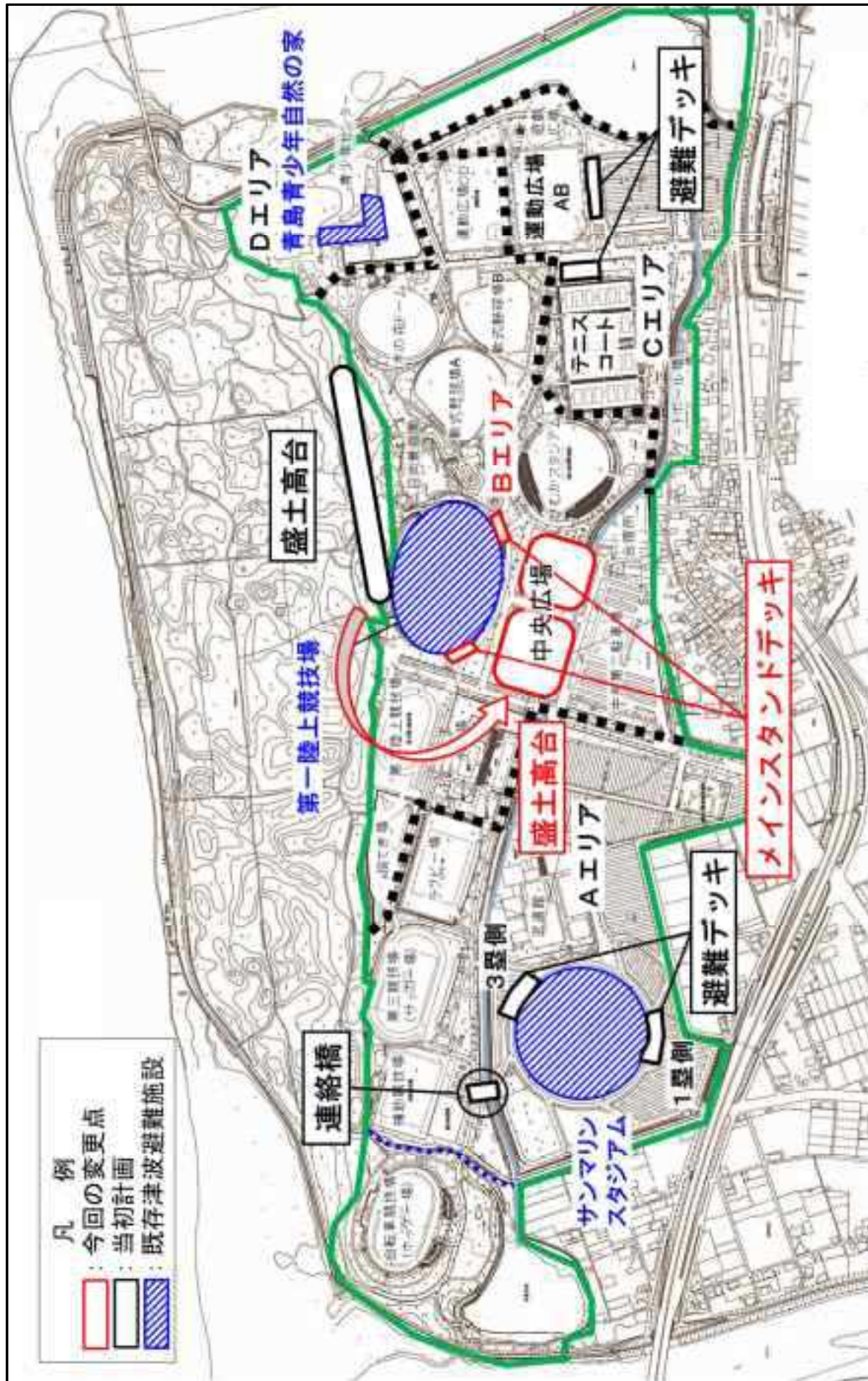
3 計画変更の概要

第一陸上競技場の東側に計画した盛土高台は、民有保安林内に設置するため、整備予定地の地権者である自治会の方々に対して説明を重ねてきたが、盛土高台の整備場所の変更についての要望を受け、このまま整備を進めることが困難となったことから、下記のとおり計画変更を行うものである。

(1) 計画変更の内容（当初計画との比較）

	当初計画		変更計画	
事業費	4 2 ～ 6 2 億円		<u>5 2 ～ 7 2 億円</u>	
事業の期間	令和元年度～令和 2 年度		変更無し	
事 業 内 容				
エリア名	整備内容	事業費	整備内容	事業費
Aエリア	避難デッキ 2 基	12 億円	変更無し	12 億円
	連絡橋	1 億円	変更無し	1 億円
Bエリア	盛土高台	18～38 億円	<u>盛土高台（場所変更）</u>	<u>20～40 億円</u>
			<u>メインスタンドデッキ 2 基</u>	<u>8 億円</u>
Cエリア	避難デッキ 2 基	11 億円	変更無し	11 億円

(2) 計画変更図



4 Bエリアの計画変更の検討について

Bエリアについては、盛土高台の整備場所を中央広場に変更するとともに、第一陸上競技場に隣接してメインスタンドデッキを整備する。

(1) 盛土高台の変更について

都市公園の区域外での整備が難しいため、都市公園内において避難の優位性を第一に考え、公園施設の機能を損なわないよう検討を行った。

1) 場所の検討

避難の優位性を考慮し、Bエリアで利用者の多い第一陸上競技場に近い場所で、かつ避難施設設置後も現在と同じ広場として利用できる中央広場に整備を行うこととした。

2) 構造の検討

避難の優位性、経済性、また休憩施設や憩いの場として通常利用が見込まれることから、盛土高台での整備を行うこととした。

検討構造	避難の優位性	経済性
盛土高台	○	○ (約20～40億円)
避難デッキ	△	× (約87億円)

※ 盛土高台の材料となる土砂については、国の東九州自動車道や河川掘削の工事から発生する土砂、宮崎港にある土砂等で確保する。



盛土高台 利用イメージ

(2) メインスタンドデッキの整備について

第一陸上競技場メインスタンドに隣接した避難デッキ(メインスタンドデッキ)を整備し、メインスタンドでの避難収容人数を増やすことで、盛土高台と合わせてBエリアの避難収容人数を確保することとした。

5 今後の予定

(1) A、Cエリアの避難デッキについては、早急に工事に着手する。

(2) Bエリアの盛土高台、メインスタンドデッキについては、早急に調査・設計に着手し、早期の完成を目指す。

参考資料



※今後の設計により変更になる可能性があります。

中央広場

宮崎県総合運動公園におけるネーミングライツ スポンサー企業の募集について

都市計画課美しい宮崎づくり推進室

1 目的

宮崎県総合運動公園は、子供から高齢者まで広く県民に親しまれる本県スポーツの拠点であり、スポーツランドみやぎの中心施設として利用されている。

現在、平成26年10月からネーミングライツ制度を導入しているが、令和元年9月末をもって協定期間が満了することから、改めてスポンサー企業を募集するものである。

2 募集方針

(1) 対象施設

○ 運動公園

- ・ 宮崎県総合運動公園 (KIRISHIMA ヤマダ 宮崎県総合運動公園)

○ 公園と併せ次の5施設にも命名可能

- ・ 第1陸上競技場 (KIRISHIMA ハイビスサス陸上競技場)
- ・ サンマリンスタジアム (KIRISHIMA サンマリンスタジアム)
- ・ ひむかスタジアム (KIRISHIMA ひむかスタジアム)
- ・ 武道館 (KIRISHIMA ツツキ武道館)
- ・ 木の花ドーム (KIRISHIMA 木の花ドーム)

(2) 希望金額

年額3千万円程度

(3) 希望期間

5年程度

(4) 主な資格要件

- ① 県内に本店、支店又は営業所を有する法人であること。
- ② 本県のスポーツ振興の推進に積極的で、安定的な経営が見込まれる法人であること。

(5) 選定方法

外部委員で構成する選定委員会を設置し、選定する。

(6) 今後のスケジュール

- ① 応募受付期間 令和元年10月から11月まで
- ② スポンサー企業決定 令和元年12月頃
- ③ 運用開始 令和2年4月頃

3 現在の愛称使用について

現在の愛称使用については、令和元年9月30日をもって終了する。

一ツ葉有料道路料金改定に伴う工程表(案)

現在の料金徴収期限 2月28日迄

	事 項	期間	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
9 月 議 会	事業変更許可	約1か月	申請書準備 申請書審査	○11/1 許可					
	広報公告手続き	約半月	9/30議決	○11/1					
	広報			○11/15					
	チラシ配布、ポスター等による周知	2か月以上		○11/15					
	入札手続き (回数券、料金徴収機器システム変更委託)	約半月		○11/1 ○11/15 公告(2週間) 契約					
	回数券印刷業務	約2か月半							
	料金徴収機器システム変更業務	約2か月半							
	回数券販売	約1か月				○1/20			
1 1 月 議 会	事業変更許可	約1か月			申請書準備 申請書審査	○1/11 許可			
	広報公告手続き	約半月			12/11議決	○1/11			
	広報					○1/25			
	チラシ配布、ポスター等による周知	2か月以上				○1/25			
	入札手続き (回数券、料金徴収機器システム変更委託)	約半月				○1/11 ○1/25 公告(2週間) 契約			
	回数券印刷業務	約2か月半							
	料金徴収機器システム変更業務	約2か月半							
	回数券販売	約1か月						○4/1	

【備考 道路公社より】

- ・広報は、前回（平成19年）の料金改定時に約3箇月確保している。
- 今回は、当初無料化を予定していたものを有料継続とすることから最低でも前回並みの広報期間を確保したい。

→ 料金改定

一ツ葉有料道路に関する収支額の比較について

道路建設課

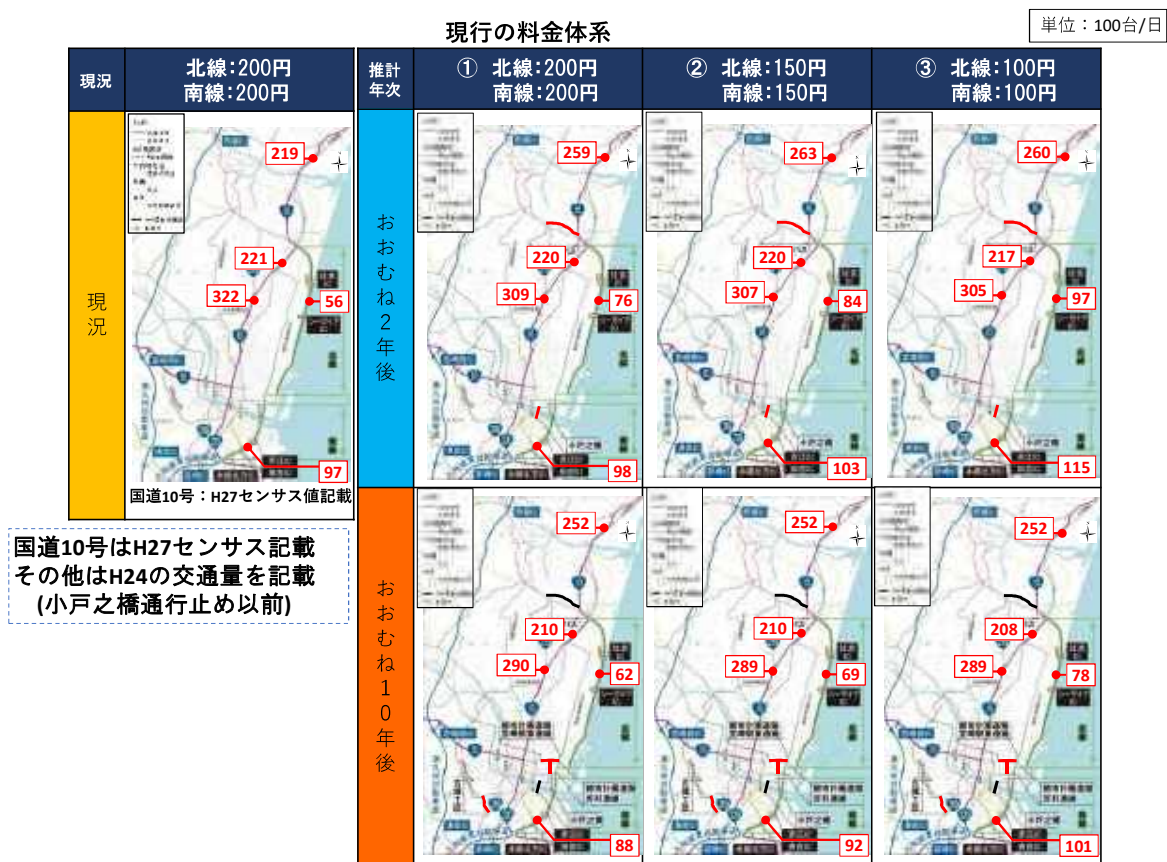
○料金ごとの支出額について

対象車種		普通車			
検討ケース		現行料金	ケース 1	ケース 2	ケース 3
通行料金（北線）		2 0 0 円	1 5 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円
通行料金（南線）		2 0 0 円	1 5 0 円	1 5 0 円	1 0 0 円
1 耐震対策等		約 4 0 億円			
	① 徴収システム改修、 料金所修繕	約 5 億円			
	② 有料・無料関わらず道路の 管理に要する費用 （料金所撤去2億円含む）	約 1 5 億円	約 2 3 億円	約 2 7 億円	約 4 4 億円
	③ 有料道路の運営に 要する費用	約 1 7 億円	約 2 9 億円	約 3 5 億円	約 5 8 億円
2 維持管理費用計		約 3 7 億円	約 5 7 億円	約 6 7 億円	約 1 0 7 億円
3 支出額（1＋2）		約 7 7 億円	約 9 7 億円	約 1 0 7 億円	約 1 4 7 億円
料金徴収期間		6 年	1 0 年	1 2 年	2 0 年

○料金ごとの収入額について

対象車種		普通車			
検討ケース		現行料金	ケース 1	ケース 2	ケース 3
通行料金（北線）		200円	150円	100円	100円
通行料金（南線）		200円	150円	150円	100円
収入額		約78億円	約98億円	約108億円	約148億円

通行料金による将来交通量の変化（有識者会議資料抜粋）



- ・ 料金を低減すると、北線、南線ともに交通量が増加
- ・ 概ね10年後では、道路網の充実や伸び率などの影響により交通量が減少

広瀬バイパス開通後における交通量の変化

参考資料 3



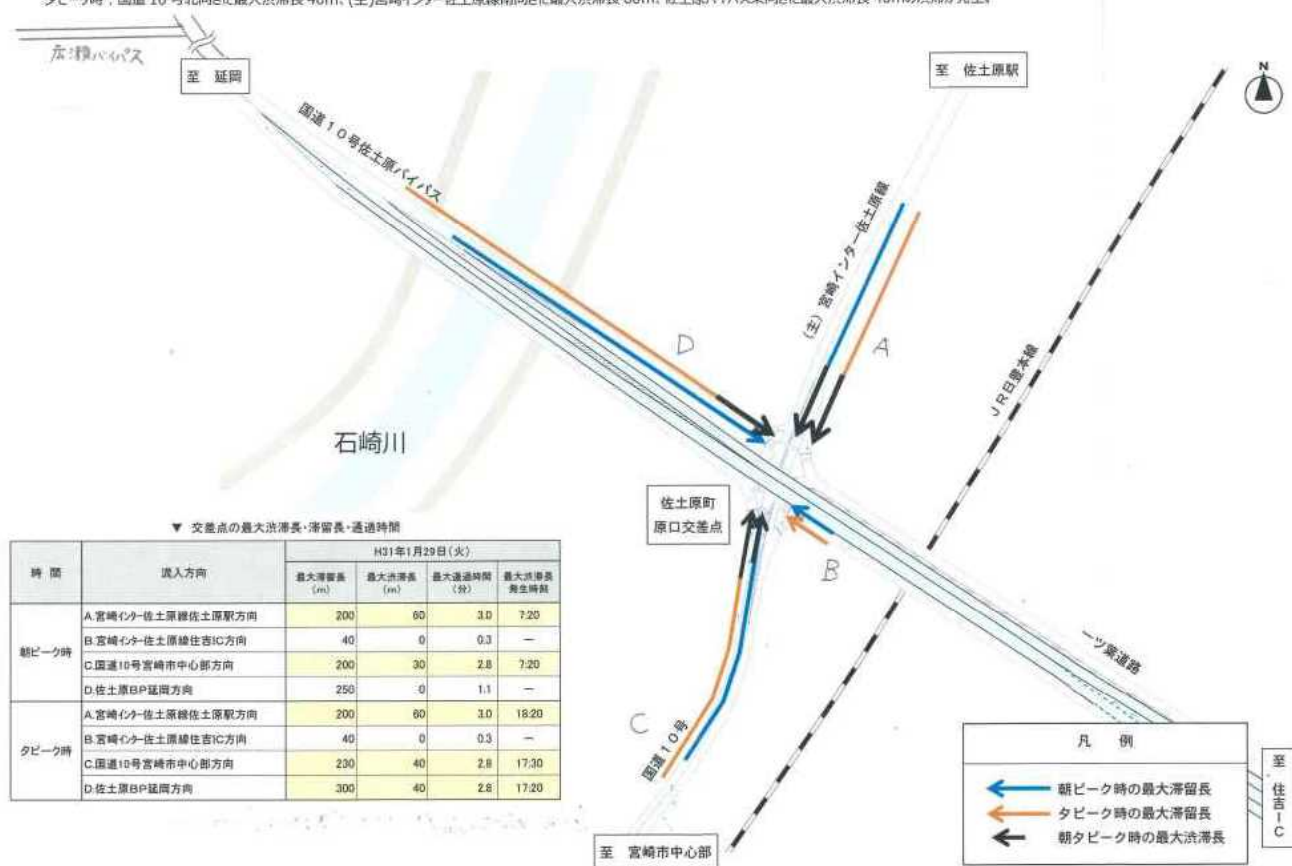
地図・写真はグーグルマップを引用

(2) 渋滞発生状況

①流入部別最大渋滞長（滞留長）

朝ピーク時：国道10号北向きに最大渋滞長30m、(主)宮崎インター佐土原線南向きに最大渋滞長60mの渋滞が発生。佐土原バイパス方向の滞留長は石崎川を越えた箇所まで延伸（渋滞は未発生）。

夕ピーク時：国道10号北向きに最大渋滞長40m、(主)宮崎インター佐土原線南向きに最大渋滞長60m、佐土原バイパス東向きに最大渋滞長40mの渋滞が発生。



②時間帯別渋滞発生状況（流入交通量と滞留長・渋滞長の推移）

朝ピーク時：国道10号北向きに最大渋滞長30mの渋滞が一次的に発生。（主）宮崎インター佐土原線南向きに渋滞長10～60mの渋滞が断続的に発生。

夕ピーク時：国道10号北向きに渋滞長10～40m、（主）宮崎インター佐土原線南向きに渋滞長10～60mの渋滞が断続的に発生。佐土原バイパス東向きに最大渋滞長40mの渋滞が一次的に発生。

（主）宮崎インター佐土原線の南向き各流入部では、10分間流入交通量が増加する場合に渋滞が発生しやすい。

国道10号佐土原バイパスでは、青時間が十分に確保されているため、滞留は伸びるが渋滞は発生していない。17時20分に右折大型車が増加する場合に渋滞が発生。

国道10号北向きでは、左折車が直進車線の滞留により通行障害を受ける際には、流入交通量が増加しなくても、渋滞が発生しやすい。

